

## オープンソースソフトウェアをめぐる諸問題

ソフトウェア委員会\*

**抄録** 従来から Web サーバやインターネットの通信処理等で、オープンソースソフトウェア (Open Source Software. 以下「OSS」) といわれる、主として無償でソースコードが提供されるソフトウェアが利用されてきました。最近、わが国でも政府自治体での Linux OS の利用をはじめとして、このような OSS が非常に注目を浴びています。

しかし、その具体的な内容 (すなわち、OSS といわれるソフトウェアの種類や利用条件) は不明確な点も多く、また、いたずらにリスクをあおるような報道や一部の企業の動向等も加わり、企業内において OSS が正しく理解されていないケースも少なからずあると思われまます。

このような状況下で、2003年8月に経済産業省より「オープンソースソフトウェアの利用状況調査／導入検討ガイドライン」<sup>1)</sup>が公表されました。これにより、わが国の弁護士、学者、企業の実務家など関連分野の専門家により、その内容が整理され、OSS について一つの見解が示されました。

本稿は、OSS の詳細については上記ガイドラインに譲るとし、特に企業における知的財産実務家が、OSS について知っておくべきと思われる知識や問題点を、できるだけ具体的にわかりやすく説明するために Q&A スタイルでまとめたものです。

OSS の一部には内容の解釈が不明確なライセンスがあるなどの問題も多く、必ずしも OSS のすべてを明確に説明できるわけではありませんが、そのような事実や問題点を含め、本稿により OSS の概要が一通り理解できることと思います。

### 目次

1. OSS 概説
2. OSS のメリットと利用する場合の留意点
3. OSS ライセンス
4. OSS にまつわる主な議論
5. OSS ライセンスの例：GPL
6. OSS ライセンスの例：LGPL

### 1. OSS 概説

**Q 1-1** OSS とは何ですか？

**A 1-1** OSS は、開発したソースコードを世の中に公開することによって、そのソフトウェアが多くの開発者により改良されていくことを大きな狙いの一つとしています。

OSS は、文字通り、ソースコードが提供さ

れ、ソースコードを再頒布できるソフトウェアですが、これだけを意味しているわけではありません。

オープンソースの管理及び推進を行う Open Source Initiative (OSI)<sup>2)</sup> の定義によれば、オープンソースであるソフトウェアの主な頒布条件として、①再頒布の自由、②ソースコードの頒布の許可、③派生ソフトウェアの作成・頒布等の許可、④個人やグループなどに対する差別の禁止、⑤使用する分野に対する差別の禁止、⑥同一ライセンスの適用、等が求められています。

**Q 1-2** 「OSS」と「フリーソフトウェア」とはどのような関係ですか？

\* 2003年度 Software Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**A 1-2** フリーソフトウェアとは、1980年代に始まった Free Software Foundation (FSF)<sup>3)</sup>によるフリーソフトウェア運動によって登場した用語です。

この「フリーソフトウェア」とは、「自由な」ソフトウェア、すなわちソフトウェアの利用や再頒布、ソースコードの入手・改変・再頒布の自由を確保したソフトウェアであるということです。

しかし、フリーソフトウェア運動の非商業的傾向が強すぎることで、フリーという言葉が「自由」と「無料」との多義性を有するため誤解を生んだことなどから、前述の OSI がフリーソフトウェアの思想を保ちつつ、ソースコードを公開して自由に改変を認めるフリーソフトウェアの開発手法に着目して、OSS という用語を定義しました。

## 2. OSS のメリットと利用する場合の留意点

**Q 2-1** OSS のメリットは何ですか？

**A 2-1** OSS のメリットとしては、開発コスト及び開発時間の大きな削減を図ることができるといわれています。すなわち、ソースコードを公開して、その改良の自由を認めることにより、いろいろな国からいろいろな人が参加してそのソースコードを改良することが可能となり、かつそれらの人の参加はボランティアベースで行われるために、時間と費用が大きく削減されるというものです。

**Q 2-2** OSS のユーザーのメリットは何ですか？

**A 2-2** 開発に参加しないユーザーのメリットは、無償又は比較的安価にソフトウェアを入手することができることにあります。さらに、欠陥修正や新しい技術への対応が比較的すばやくなされ、その結果、比較的安定したバージョン

ンを入手することができるということが考えられます。

**Q 2-3** OSS ライセンスの一部では頒布するプログラムのソースコードの公開を義務付けていますが、ソースコードの公開に伴うデメリットにはどのようなものがありますか？

**A 2-3** プログラムのソースコードの公開に伴うデメリットの代表的なものとしては、以下に述べる「自社の独自技術の流出」と「第三者との秘密保持義務にかかわる技術の公開」の2点があげられます。

**Q 2-4** 「自社の独自技術の流出」にはどのような問題がありますか？

**A 2-4** プログラムのソースコードを公開した場合、ある程度のスキルを持った同業他社の人々が、公開されたソースコードを読めば、そのプログラムにどのような技術やロジックが盛込まれているのかを理解することは可能です。従って、特別な自社独自の技術や情報がプログラムの中に盛込まれていたとしても、ソースコードが公開されることによって、その技術や情報が同業他社に容易に流れてしまうこととなります。

また、OSS ライセンスでは頒布したプログラムについては、「複製」、「頒布」、「改変」を許諾しなければならないので、仮に同業他社がそのプログラムを利用して自社の製品と同様な製品を製造・販売したとしても特許や著作権等の知的財産権の行使は困難といわれています。

このように、OSS ライセンスが適用されソースコードが公開されることによって、莫大な開発費をかけた自社独自のプログラムが何の対価もなしに同業他社に利用されてしまうと共に、場合によっては公開されたソースコードから社外秘扱いのハードウェアの情報までもが同業他社に推定されてしまうこととなります。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**Q 2-5** 「第三者との秘密保持義務にかかわる技術の公開」にはどのような問題がありますか？

**A 2-5** 「自社の独自技術の流出」とあわせて気をつけなければならない問題としては、ソースコードの公開の対象となったプログラムに、第三者との秘密保持契約等にかかわる技術やそれに関する情報が盛り込まれている場合です。

製品には自社単独の技術だけではなく、他社の技術をライセンス導入等しているケースや秘密保持が義務付けられている規格を導入するケースがあり、その導入する技術や情報に対して秘密保持契約を結ぶことが一般的です。

このような技術や情報はもちろん秘密であり別の第三者に公開することはできませんが、製品設計の際に何らかの見過ごし等により、OSSのプログラムに紛れ込んでしまうこともあり、プログラムのソースコード公開によって、このような技術や情報が流出してしまうことがあります。

また、秘密の情報を盛り込んだプログラムをOSSライセンスが適用されないものであると自社が判断してオリジナルなライセンスで製品を出した場合でも、別の第三者によってOSSライセンスに基づくものであると判断され、ソースコードの公開を要求される場合もあり得ます。

このように、第三者との秘密保持義務にかかわる技術がソースコードの公開によって流出し、相手方との秘密保持契約の違反を問われないよう注意することが大切です。

**Q 2-6** OSSを利用してシステムを開発・構築する場合に、開発の委託/受託契約においてどのような点に留意したらよいですか？

**A 2-6** OSSを利用する場合、前述の秘密情報の漏洩の問題や、後述する品質や第三者権利(特許権、著作権など)の無保証の問題(第4章

参照)について留意する必要があります。これらから発生するリスクの程度は、利用するOSSの利用実績や提供元等によって異なりますが、開発終了後にOSSに瑕疵が発見された場合や、第三者からの知的財産についての権利主張を受けた場合の対応やリスクの負担割合について開発委託者と受託者で合意しておくことが大切となります。

**Q 2-7** OSSを利用してシステム開発する場合、委託者と受託者のリスク負担を考慮した請負契約書の雛型はありますか？

**A 2-7** 例えば、社団法人情報サービス産業協会(JISA)<sup>4)</sup>のソフトウェア開発委託モデル契約書<sup>5)</sup>の第20条には、OSSを利用する場合の、開発委託者、受託者それぞれの分担について記載されています。この例では、OSS利用のメリットを享受する側がリスクも応分に負担するという考え方のようです。

### 3. OSS ライセンス

**Q 3-1** OSSとはLinuxだけですか？

**A 3-1** OSSとして現在最も著名なものはLinux(オペレーティングシステム)ですが、OSSはそれに限られません。他にもApache(WWWサーバソフト)、Sendmail(メールサーバソフト)、Samba(ファイルサーバソフト)、Mozilla(ブラウザ)、MySQL(リレーショナルデータベース)など多数あります。

**Q 3-2** OSSのライセンスにはどのようなものがありますか？

**A 3-2** OSSのライセンスとして最も有名でかつ重要なのはLinuxで用いられるGPL(GNU General Public License)です。このライセンスについてはさらに第5章でも詳細に説明します。

この他にもOSSのライセンスは多数存在し、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2003年11月時点で、OSI ホームページ<sup>6)</sup>によれば、OSS ライセンスは47種類あげられています。

これには、例えば、X ライセンス、BSD (Berkeley Software Distribution)、MPL (Mozilla Public License) 等のほか、コンピュータメーカーの作成した OSS ライセンス (Sun Public License、IBM Public License 等) もあります。また、GPL を若干変更したものとして LGPL (Lesser GPL) もあり、これについても以下で説明します (第 6 章参照)。

**Q 3-3** OSS ライセンスはすべて同じ内容ですか？

**A 3-3** いいえ、違います。OSS ライセンスの中にも、例えば GPL のようにきわめて条件の厳しいものもあれば、BSD ライセンスのように比較的条件がゆるいものもあり、一概には同じ内容とは言えません。

もし、OSS を利用したい、又は開発に参加したいというような場合、必ずその OSS のライセンスを確認する必要があります。(OSI の認める OSS ライセンスは注記 6) 記載のホームページから入手することができます。)

**Q 3-4** 多く利用されているライセンスについて共通点、相違点をもう少し具体的に教えてください。

**A 3-4** 入手したソースコードを自由に複製したり、改変、頒布できる点や、瑕疵・第三者権利侵害についての免責が表明されている点は、いずれのライセンスも同じです。異なっている主な点には、①改変・頒布時のソースコード開示義務の有無、②他のソースコードと組み合わせた場合に他のソースコードまでライセンス条件の対象となるか、③改変、頒布時におけるライセンス条件の変更の可否、等があります。この他にも、著作権表示を義務付けたり (例：

BSD、Apache)、OSS で実施される特許発明の権利不行使を条件としているライセンス (例：GPL) もあります。また、ライセンス条件として規定している事項も、BSD のように簡易なものや、GPL 等のように詳細に規定しているものとまちまちです。前出の「オープンソースソフトウェアの利用状況調査／導入検討ガイドライン」の第 7 部表 1 には、比較的多く利用されているライセンスの相違点がまとめられています。

**Q 3-5** OSS では「ライセンスの承継」が特徴の一つと聞いたことがあります、どのようなことでしょうか？

**A 3-5** OSS の多くのライセンスでは、入手した OSS の頒布時に、入手したライセンスの文書を変更せずに添付することを義務付け(「ライセンスの承継」)、OSS として提供した著作者の意向及び免責事項が流通の過程で維持されるようにしています。Apache や FreeBSD など BSD を雛型としているライセンスでは、ソースコードを開示せずに実行ファイルのみを頒布できますが、その場合にも、著作権表示、免責事項などの条件を承継することが条件とされています。

**Q 3-6** OSS と言われているソフトウェアでも有償で販売されているものがあります。OSS は無償ではないのですか？

**A 3-6** 多くの OSS ライセンスでは、無償提供が頒布条件とされています。しかし、OSS と言われているものが店頭で販売されているのも事実です。OSS の場合、2 種類の「有償」タイプがあります。

第 1 が、OSS と他のソフトウェアと組み合わせて直ちに利用できるようにしてあったり、保守やその他のサービスを付加しているケースで、OSS 周辺のソフトウェアや保守サービスへの対価であって、OSS 自体の対価ではない場合で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

す<sup>7)</sup>。そのため、GPLの下で頒布されるLinuxは、多くのディストリビュータによって有償で頒布されています。

第2が、OSS自体を有償提供している場合で、これはさらに二つのケースに分かれます。一方は、ApacheやFreeBSDのようにライセンスで無償提供を条件としていないケースです。もう一方は、同一のソフトウェアに、複数のライセンスを著作権者が設定している場合です<sup>8)</sup>。後者の例として、データベース管理機能を提供するMySQL<sup>9)</sup>やメールサーバソフトのSend-Mail<sup>10)</sup>があります。共に、商用のライセンス契約とOSSライセンス(MySQLはGPL、Send-MailはBSDと類似)の2種類の契約が用意されています。利用者が商用ライセンス契約を選択した場合、ソフトウェアをOSSライセンスに違反する条件(ソースコードの提供無しに他人に提供する、有償で提供するなど)でも利用可能としています。OSSに関連したビジネスパターンの一つといえます。

#### 4. OSSにまつわる主な議論

**Q 4-1** OSSにまつわる主な議論にはどのようなものがありますか？

**A 4-1** OSSに関しては、様々な議論が行われています。その代表的なものとしては「第三者の知的財産権侵害」、「無保証」や「ライセンス違反」などがあります。

OSSの多くは、そのライセンスにおいて、「無保証」と「免責」を規定しています。従って、入手したプログラムに瑕疵があって思うような動作をしなくても頒布した人は何の保証もしてくれず、また、仮にそのプログラムが第三者の特許権等を侵害していたとしても製作者や頒布者は何の責任も取ってくれません。

このためOSSを組込んだシステムや製品を提供する場合、システムインテグレーターやメーカーとしては「第三者の知的財産権侵害」や

「動作保証(無保証)と瑕疵担保責任」について、どのような範囲で、どのような責任を負うのかが大きな課題となります(A 2-6, A 2-7参照)。

**Q 4-2** 「第三者の知的財産権侵害」とはどのような議論ですか？

**A 4-2** OSSはソースコードが公開されていることで、著作権や特許権等の第三者の知的財産権侵害で訴えられる可能性が高くなっています。

一般的に、商用ソフトウェアの場合、提供者によって第三者の権利(特許権、著作権など)に留意して開発されており、利用者が第三者から突然権利侵害を主張されるケースは少ない状況です。

しかしながら、OSSでは多種多様なメンバーにより開発・改変が進められるケースが多く、第三者の特許発明や著作物(プログラム等)が権利者に無断で実施、利用されている危険性が、一般の商用ソフトウェアに比べて高いとも考えられます。

過去にもLinuxにおいて、第三者の特許権を侵害する点が問題になり、それを理由に書換えが行われた事実があります。

一般的に言われていることとしては、現在流通しているOSSに関しては、衆人監視の下でそのような問題を回避してきたものであり、大丈夫という意見もありますが、そうでないという意見もあります。

OSSソフトは無保証/免責ですので「第三者の知的財産権侵害」に関しては、利用する側での十分な注意が必要といえます。

**Q 4-3** 特許とはどのような関係にありますか？

**A 4-3** OSSのコピーレフト(第5章A 5-2参照)を支えているのは著作権であって、特許

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

権ではありません。むしろ、特許権はコピーレフトを阻害する要因として考えられています。

① 原著作者又は改変者が特許権を有する場合  
原著作者又は改変者が特許権を行使することにより、ライセンスと矛盾が生じます。ライセンスを優先したければ、そのOSS利用者に対しては特許権を行使できないことになります。

② 第三者が特許権を有する場合

第三者の特許権に対してライセンスは無効です。第三者の特許権を侵害している場合には、ソースコードを書き直すか、頒布そのものを中止しなければなりません。また、特許権者からすれば、ソースコードが開示されていることから、実行ファイルだけが提供される場合に比べ、侵害の発見・確認が容易です。

**Q 4-4 「動作保証（無保証）と瑕疵」とはどのような議論ですか？**

**A 4-4** OSSのプログラムは様々な経緯を経て開発されており、そのプログラムに未知の瑕疵が存在している可能性もありますが、ライセンスによって無保証と免責が規定されています。

OSSを自社システムなどに導入して利用する場合、インストールなどのサポートやバグ修正などの対応をOSS提供者から受けることができず、また、瑕疵によって生じた損害についても保証が受けられません。つまり、OSSに関しては自己の責任で導入することになります。

OSSを組み込んだ商品を消費者に提供する場合は、OSSライセンスと同様に無保証や免責を規定していたとしても、瑕疵による動作不良などによって購入顧客が損害を受けると、それが製品の重大な瑕疵であれば民法や製造物責任法等の規定によって責任を負わなければなりません。OSS採用時に自社の責任においてどこまで保証するのか、できるのか、を検討することが大切です。

**Q 4-5 「ライセンス違反」とはどのような議論ですか？**

**A 4-5** OSSの多くはソースコードが改変されてもOSSであり続けるために、プログラムが頒布される際には、必ず独自のライセンスが付されており、そのプログラムを入手し利用するユーザーに対して一定の条件を課すようになっています。

従って、プログラムを利用する際に、これらライセンスの条件を遵守しない場合には、利用者はライセンス違反となり、最終的にはそのプログラムの利用ができなくなることがあります。

例えば、多くのライセンスでは「再頒布時には同一ライセンスを必ず添付する」という条件がありますが、プログラムだけ頒布して、ライセンスを付けない場合には、ライセンス違反を指摘される可能性があります。また、LinuxのライセンスであるGPLではソースコードの公開を要求していますが、公開すべきプログラムのソースコードを公開しないでいると、ソースコードの公開要求と共にライセンス違反の指摘を受けることになります。

なお、これまでの事例でライセンス違反を問われたケースの多くは、GPLによって公開すべきプログラムのソースコードを公開しなかったケースが多いようです。

ここで注意しなければならないこととして、OSSのライセンスが適用されるか否かの判断、すなわち“派生物”の解釈が立場によって異なっていることです。自社がOSSのライセンスは適用されないと判断しても、第三者によって異なる判断がなされ、ソースコードの公開要求やライセンス違反が指摘されることも考えられます。特に、GPLの場合には、第6章で説明するように多くの問題があります。

**Q 4-6 商標にはどのような議論がありますか？**

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

**A 4-6** OSS の名称については、開発したプロジェクト主催者や著作者・著作権者により商標登録されているものがあります。例えば、Linux（登録第4657506号）やSENDMAIL（登録第4049188号）、MySQL（国際登録番号第772210号）は国内で商標登録されています。無償で配布される場合<sup>11)</sup>、商標としての有効性について議論の余地があります。また、第三者により商標登録されている場合には、対抗できない可能性もあり、取扱いについて注意が必要です。

## 5. OSS ライセンスの例：GPL

**Q 5-1** GPL とは何ですか？

**A 5-1** GPL は“General Public License”の略ですが、正式には“GNU General Public License (GNU 一般公衆利用許諾契約書)”といっています。日本語版<sup>12)</sup>も公表されていますが、翻訳に伴う齟齬を防止するため、英語版<sup>13)</sup>だけが正式版とされています。2003年11月時点では、1991年6月に発表されたバージョン2が最新です。

このGPLは、数多くあるOSSのライセンスのなかでも、コピーレフト（次のA 5-2参照）の精神を徹底し、ソースコードが独占されることなく、誰でも自由に利用（改変含む）することができ、改変されたソースコードもまた、誰もが自由に利用できるようになっています。GNUプロジェクト<sup>14)</sup>のほとんどのプログラムだけでなく、Linuxの配布条件にもなっています。また、誰もが、自分の作成したプログラムを配布するときのライセンスとして、適用できます。最近、Linuxが商用プログラムと組み合わせられて利用される機会も増えてきており、その問題点について議論されることも多くなっています。

**Q 5-2** 「コピーレフト」とは何ですか？

**A 5-2** 「コピーレフト (copyleft)」とは、英

語で著作権を意味する「コピーライト (copyright)」の反対の考え方ということでつけられた名前です。

一般に著作権法は、著作権者に無断で著作物を複製、頒布、改変することを禁止しています。これに対して、コピーレフトの概念では、著作者が著作権を保持した状態で、プログラムのソースコードの入手者に複製、改変、頒布を認める代わりに、改変、頒布したプログラムのソースコードの公開を義務付けるなどの利用条件を課し、利用条件に違反した者に対しては著作権を行使するようにしています。これにより、プログラムの複製、頒布、改変を繰り返しても、ソースコードは常に公開された状態が保たれる等、著作権者が提供したソフトウェアに対して、ソースコードを提供した際のポリシーを維持しようとするものです。

**Q 5-3** ライセンスの構成はどのようになっていますか？

**A 5-3** GPLは下記のように、1) “はじめに”、2) “複製、頒布、改変に関する条件と制約”、3) “以上の条項をあなたの新しいプログラムに適用する方法”の3部から構成され、2)には第0条から12条が規定されています。

1) はじめに

2) 複製、頒布、改変に関する条件と制約

第0条 本ライセンスの範囲

第1条 複製・頒布

第2条 改変・頒布

第3条 実行形式の複製・頒布

第4条 GPL違反の効果

第5条 契約の成立

第6条 再頒布

第7条 裁判所命令や他の契約との関係

第8条 地理的頒布制約

第9条 GPLの改訂

第10条 他のプログラムとの統合

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

第11条 無保証

第12条 免責

- 3) 以上の条項をあなたの新しいプログラムに適用する方法

**Q 5-4** ライセンスはどのようにして成立し、どのような効果がありますか？

**A 5-4** プログラムを改変又は再頒布した時点でGPLを受け入れたことになり、プログラムをGPLに規定されたソースコード公開等の条件・制約の下で複製、改変、再頒布することが認められます。しかし、GPL第4条に規定されているように、GPLに違反すると許諾されているこれらの権利が消滅しますので、プログラムを複製、改変、再頒布すると、著作権者の著作権を侵害することになります。

**Q 5-5** 今までにGPL違反が問題となったことはありますか？

**A 5-5** GPLの理念にとっての最大の障害は、GPLでライセンスされたプログラムが改変、頒布された場合に、実行ファイルだけが提供され、ソースコードが提供されないことです。GPLではソースコードを提供する環境が整っていないことに起因する問題が多く発生しています。ソースコードを提供する環境を整備し、ソースコードを独占しない姿勢を示すことが重要です。主な事例には、次のようなものがあります。

- ① A社 プリンタドライバ、スキャナドライバでGPLソフトウェアを利用したことを明確にしていなかった。→GPLソフトウェアをLGPLのソフトウェアに変更し、提供しているソフトウェアライセンス条件を明確化した。
- ② B社 携帯型オーディオプレイヤーにGPLソフトウェアを利用したが、ソースコードの提供に不手際があった。→開示を求めたユーザーにソースコードを開示した。

③ C社 Windows用アプリケーションプログラムにGPLソフトウェアを利用したが、GPLソフトウェアを利用したことを明確にせず、ソースコードも開示しなかった。→ソースコードを開示し、アプリケーションプログラムのライセンスを一部変更した。

④ D社 GPLソフトウェアを利用したりアルタイムOSでGPL以外のライセンス条件を加えた。→FSFと和解したが、和解内容は不明。

**Q 5-6** GPLは不明確だと言われているようですが、どのような点が問題なのですか？

**A 5-6** GPLが適用される範囲が不明確な点です。GPLの適用範囲は、企業がGPLのプログラムとの関わりを持つ上で最も重要な問題と考えられます。企業の開発したプログラムがGPLの適用対象となれば、そのプログラムのソースコードは公開しなければならず、さらに、そのプログラムの頒布については、実費を除き料金を徴収することができなくなるからです。

**Q 5-7** GPLの対象範囲が不明確というのはどのような理由ですか？

**A 5-7** 実務上影響が大きい問題点は、GPLの適用対象が、GPL第0条で「プログラム」及び「『プログラム』を基にした著作物（派生物）」と規定されていますが、この「派生物（derivative work）」の範囲が不明確と言われている点です。この「派生物」の範囲の解釈についてGPLを管理しているFSFの考え方が、FSF FAQ<sup>15)</sup>に示されていますが、その範囲が、多くの国の著作権法が規定する派生物や二次的著作物の概念より広い概念であると言われていることです。

**Q 5-8** GPLが規定する「派生物」の解釈に関する論点にはどのようなものがありますか？

**A 5-8** 第1に、GPL第0条に規定されてい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る「派生物」を含む GPL の対象範囲が、契約法理に従って独自にその範囲を定めたものと解釈すべきか、それとも著作権法上の解釈の指針を示そうとしたものか、という論点があります。

著作権法上の解釈の指針を示そうとしたものという立場は、GPL 第 0 条の定義として、「derivative work under copyright law (著作権法上の二次的著作物)」という言葉が使用されていること、GPL 第 5 条に「あなたに本プログラム又はその二次的著作物を、改変また再頒布する許可を与えるものは本ライセンス以外ありません。これらの行為は、あなたがもし本ライセンスを受け入れないのであれば、法律で禁止されます」と規定されていること（すなわち、ソースコード公開などのライセンス条項に違反した場合には著作権侵害となること）などを根拠としています。

第 2 に、法的問題が発生した場合に、どの国の法律を準拠法にするかという論点があります。例えば、米国の著作権法は、日本とは異なり、プログラムをメモリにロードする行為を複製概念で捉えています。また、日本や欧州の著作権法では、いわゆる著作人人格権に由来する同一性保持権の規定がありますが、米国の著作権法にはそのような規定はありません。このように、各国の著作権法は同一でないため、どの国の著作権法を準拠法にするかにより、結論が異なる可能性があります。

**Q 5-9** FSF FAQ に示されている「派生物」の範囲が、多くの国の著作権法が規定する派生物や二次的著作物の概念よりも広い例を教えてください。

**A 5-9** ライブラリが GPL の下で公開されている場合に、そのライブラリを利用するプログラムの例について説明します。

前出の「オープンソースソフトウェアの利用状況調査／導入検討ガイドライン」によれば、

日本の著作権法上での解釈では、リンクすることをもって、リンク元のアプリケーションが、リンク先の GPL ライブラリの「二次的著作物」とであると評価することは一般的には困難と考えられます<sup>16)</sup>。

一方、FSF FAQ では、この場合は GPL を適用しなければならないとし、その理由として、実際に実行されるプログラムはライブラリを含んでいることを挙げています。この FSF FAQ の解釈は、プログラムが実際に実行される時に当該プログラムと GPL ライブラリが共にメモリ上にロードされていることより、プログラムをメモリにロードする行為を複製概念で捉える米国著作権法を根拠にしているとも解することができます。

それでは、自分のプログラムを GNU/Linux 上へ移植したら、それを OSS として GPL やその他の OSS ライセンスの下で公開しなければならないのでしょうか？

このような問いに対して、FSF FAQ では、以下のように答えています。

「一般的に言えば、答えはノーです。これは法的な要件ではありません。個々のケースと言う意味では、答えは、あなたが使いたいライブラリとそのライセンスによります。多くのシステムライブラリは GNU 劣等 GPL か、ライブラリと何とリンクしてもよいという許可を例外条項として付け加えた GNU GPL が適用されており、これらのライブラリはフリーではないプログラム中でも利用できます。ただし劣等 GPL の場合には、従わなければならないいくつかの要件がありますので注意してください。一部のライブラリは GNU GPL のみで公開されていますので、そういったライブラリを使いたいならばあなたは GPL と矛盾しないライセンスを自分のソフトウェアに適用しなければなりません。しかし、通常そういったライブラリはより特殊な用途向けのものであることが多いの

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

で、単なるポーティングでそういったライブラリを利用しようと思うことはまずないでしょう。』

## 6. OSS ライセンスの例：LGPL

**Q6-1** LGPLというライセンスがあると聞いたのですが、GPLとはどのような関係ですか。

**A6-1** LGPLは、正式には“GNU Lesser General Public License”といい、「GNU 劣等一般公共利用許諾契約書」と訳されています。LGPLはGPLと同じく、FSFによって策定されたもので、ソフトウェアライブラリに適用されるライセンスです。ただし、GNUプロジェクトの全てのライブラリにLGPLが適用されるわけではありません<sup>17)</sup>。LGPLに従う代表的なライブラリには、GNUCライブラリがあります。

LGPLの特徴は、ライセンスが波及する範囲やLGPLのライブラリを含む著作物の頒布条件に関して、GPLよりもコピーレフト性が弱められている点です。例えば、LGPLのライブラリと商用ソフトウェアの共存によりOSSの普及を促進できる場合や、同様の機能をもつ商用ソフトウェアが既に提供されている場合などを想定しています。そして、LGPLのライブラリのコピーを頒布するときには、GPLに変更してもよいとされていますが、一度、GPLに変更すると、LGPLに戻すことはできません。

なお、2003年11月時点で公表されているLGPLの最新版は1999年2月のバージョン2.1(公開版としては最初のもの)<sup>18)</sup>、GPLと同じように日本語訳も公開されています<sup>19)</sup>。

**Q6-2** LGPLにはどのようなことが規定されているのですか。

**A6-2** LGPLはGPLと同じような構成となっており、次のような項目が規定されています。

- 1) はじめに
- 2) 複製、頒布、改変に関する条件と制約
  - 第0条 本ライセンスの範囲 (0)
  - 第1条 複製・頒布 (1)
  - 第2条 改変・頒布 (2)
  - 第3条 GPL への変更
  - 第4条 実行形式の複製・頒布 (3)
  - 第5条 派生物の範囲 (リンクとの関係)
  - 第6条 ライブラリ利用する著作物の頒布
  - 第7条 ライブラリを基にした著作物の頒布
  - 第8条 LGPL違反の効果 (4)
  - 第9条 契約の成立 (5)
  - 第10条 再頒布 (6)
  - 第11条 裁判所命令や他の契約との関係 (7)
  - 第12条 地理的頒布制約 (8)
  - 第13条 LGPLの改訂 (9)
  - 第14条 他のプログラムとの統合 (10)
  - 第15条 無保証 (11)
  - 第16条 免責 (12)
- 3) 以上の条項をあなたの新しいプログラムに適用する方法

( ) は同様の項目が規定されているGPLの条文番号で、下線を付した条項がGPLにないLGPL独自の項目です。また、第2条はGPLの第2条に対応していますが、変更された著作物はそれ自身がソフトウェアライブラリでなければならない点が追加されています。

**Q6-3** LGPLのライブラリを使えばソースコードの公開義務を負わないで済むのですか。

**A6-3** LGPLのライブラリ自身を改変して頒布する場合には、LGPL第2条に規定されているように、GPLと同様、改変したライブラリのソースコードを公開する必要があります。LGPLのライブラリをリンクするプログラムについては、ソースコードの公開を回避することも可能です。詳しくは次のA6-4を参照し

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

てください。

**Q 6-4** LGPL のライブラリ (以下、「ライブラリ」) とリンクするソフトウェアを頒布する際に注意する点はありますか。

**A 6-4** LGPL が GPL と異なる点の一つは、LGPL のライブラリをリンクするプログラムに対して、ライセンス条件を自由に設定できる点です。

LGPL 第 5 条では、このようなプログラム、すなわち「LGPL 対象のライブラリ (以下、『ライブラリ』) のいかなる部分の派生物 (derivative) も含まず、それとコンパイルされるかリンクされることによって、『ライブラリ』と共に動作するように設計されたプログラム」を「『ライブラリ』を利用する著作物」 (“work that uses the Library”) と呼んでいます。そして、『ライブラリ』を利用する著作物自体は、『ライブラリ』の派生物ではないので、LGPL の対象外としています。

ただし、「ライブラリ」を利用する著作物を「ライブラリ」と結合又はリンクしてソフトウェアを作成し、頒布するときには注意が必要です。LGPL 第 6 条によると、このような場合には自由にライセンス条件を設定できるとされていますが、次の(1)~(3)のすべてを守る必要があります。

- (1) ユーザー自身による利用のための改変と、そのような改変をデバッグするためのリバーシ・エンジニアリングを許可する。
- (2) 頒布するソフトウェアに「ライブラリ」が用いられていること、その利用は LGPL で規定されることを明記し、LGPL のコピーを添付する。
- (3) 次のいずれかの対応をとる。
  - i) 「ライブラリ」とのリンクに適切な共有ライブラリ機構を用い、「ライブラリ」の修正版をインストールしても動作可能にする。

- ii) 「ライブラリ」のソースコードと、「ライブラリ」を利用するソフトウェアのオブジェクトコード又はソースコードを添付する。
- iii) 上記 ii) の提供の表明。
- iv) 上記 ii) の入手手段の提供。
- v) 上記 ii) をユーザーが入手済みである、又はユーザーへ送付済みであることを確認する。

なお、LGPL 第 7 条では、「『ライブラリ』を基にした著作物」 (“work based on the Library”) の一部を、他のライセンス条件に従うライブラリと結合して一つのライブラリとして頒布する際の制約が次のように規定されています。

- (1) 「ライブラリ」を基にした著作物とその他のライブラリを別々に配布することを認める。
- (2) 結合したライブラリに、「ライブラリ」を基にした著作物のコピー (他と結合していないもの) を添付する。
- (3) 結合したライブラリに、一部が「ライブラリ」を基にした著作物であることと、同じ著作物 (結合されていないもの) の入手先を明記する。

**Q 6-5** LGPL をうまく活用したケースがあれば教えてください。

**A 6-5** プリンタやスキャナのドライバ・ソフトのダウンロードサイトを提供していた A 社のケースがよく知られています。A 社が提供していたソフトウェアの中に GPL のパッケージを利用していることが判明し、FSF から警告を受けました。A 社はライセンス書に GPL のソフトウェアが利用されていることを明記しておらず、また、ソースコードを開示する用意もしていなかったためです。

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A社はFSFからの助言をもとにして、LGPLのパッケージに差し替えると共に、提供していたソフトウェアに対してリバース・エンジニアリングを認めるようライセンス条件を変更しました。その結果、A社は独自に開発したソフトウェアのソースコードの公開を回避することができたということです。

### 注 記

- 1) <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004397/>  
タイトルは「SOFTICの研究会報告書 オープンソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」となっています。
- 2) <http://www.opensource.org/>
- 3) <http://www.fsf.org/fsf/fsf.html>
- 4) <http://www.jisa.or.jp/>
- 5) [http://www.jisa.or.jp/activity/guideline/dev\\_contract2002.html](http://www.jisa.or.jp/activity/guideline/dev_contract2002.html)
- 6) <http://www.opensource.org/licenses/index.html>
- 7) フリーであることに厳格なGPLでも、複製物を頒布するための媒体、送付費用などの手数料を徴収することを認めています。
- 8) OSSとして提供しても、著作権は著作者に留保されていますので、一度OSSとして提供した後に、そのソフトウェアを商用のソフトウェアとしてライセンス条件を新たに設定して販売するこ

ともできます。

- 9) <http://www.mysql.com/products/licensing.html> 又は <http://www.softagency.co.jp/mysql/license.html> を参照。
- 10) <http://www.sendmail.org/license-info.html>
- 11) SENDMAIL, MySQLは商用版も頒布されています。3章参照。
- 12) <http://www.opensource.gr.jp/gpl/gpl.ja.html>
- 13) <http://www.gnu.org/licenses/gpl.ja.html>
- 14) <http://www.gnu.org/gnu/thegnuproject.ja.html>
- 15) <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html> (英語), <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html> (邦訳)
- 16) 日本の著作権法では、創作性の有無が二次的著作物(派生物)か否かの判断ポイントの一つになっています。しかし、GPLでは、創作性よりもGPLプログラムとのリンク形態が判断時の要素として広く議論されています。
- 17) LGPLの「はじめに」でも、LGPLはユーザーの自由を護るということについてGPLよりも劣るとし、「多くのライブラリにはGPLを適用している」と述べられています。
- 18) <http://www.gnu.org/licenses/lgpl.ja.html>
- 19) <http://www.opensource.gr.jp/lesser/lgpl.ja.html>

(原稿受領日 2003年12月25日)